

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認千葉地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	26 件
国民年金関係	11 件
厚生年金関係	15 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	26 件
国民年金関係	13 件
厚生年金関係	13 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年4月から60年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年4月から60年3月まで

私は、昭和61年4月の結婚を契機に、A市役所B出張所で私と夫の国民年金の加入手続を行って国民年金保険料を納付し始めた。その際、夫の20歳からの未納分保険料と私の保険料を納付ができた2年間分の未納分保険料を含めて合計約40万円を何回かに分けて金融機関で納付したはずであり、申立期間が未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和59年4月以降、申立期間を除きすべて国民年金保険料を納付しており、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人の主張どおり、申立人及びその夫が分割で保険料を納付したと主張する約40万円は、社会保険庁のオンライン記録から確認できる昭和61年度の現年度保険料額と60年度の過年度保険料額の合計額に、申立期間の過年度保険料を算入した合計額とおおむね一致しており、申立期間の保険料も納付していたと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年8月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年8月から47年12月まで

昭和42年8月から47年12月までの国民年金保険料は、前妻との結婚を契機に加入手続を行い、定期的に集金人又はA区役所B出張所に納付していたはずであり、未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人に対する意見陳述を実施し、当時の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況について確認したところ、i) 前妻の両親及び当時の勤務先の事業所の店主に勧められ、結婚を契機に国民年金に加入したこと等、当時の加入状況をはっきり覚えていること、ii) 前妻に自分の給与から保険料を手渡し、前妻が保険料を納付していたこと、iii) 保険料の領収書は保管していたが、処分した時期及び処分した経緯を覚えていること、など詳細かつ具体的であり、申立人の申立内容は信用性があると判断する。

また、申立期間は、国民年金手帳が払い出された直後の期間であり、申立人は、申立期間を除き、国民年金の加入期間について保険料をすべて納付している上、厚生年金保険から国民年金への切替手続及び住所変更手続を適正に行っており、国民年金制度への関心及び保険料の納付意識が高かったことがうかがえる。

さらに、申立人の当時の妻は、申立人は、申立期間の保険料をA区役所のB出張所の窓口等で納付していたと供述している。

加えて、申立人が所持している国民年金手帳には、国民年金の資格取得年月日が「昭和49年8月22日強制加入」と記載されており、申立期間の42年8月26日から48年1月1日までの資格記録の記載がないこと、及び

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の資格取得年月日は、42年8月26日強制加入となっているが、20歳到達時の39年*月以降は強制被保険者期間にもかかわらず未加入期間となっており、その理由は不明であることから、行政側の記録管理が適正に行われていなかった可能性がうかがえる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年4月から50年3月まで

私の夫が、昭和49年度分の国民年金保険料を期限内に夫婦二人分A市役所の窓口で納付したはずなのに、夫の国民年金の記録のみが納付済みの記録となっていて、私の記録は未納となっているのは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳となった昭和48年*月に国民年金に加入してから平成20年10月まで申立期間を除き国民年金保険料をすべて納付し、申立期間は12か月と短期間である。

また、申立人は、社会保険庁のオンライン記録により、平成9年度から20年10月までの期間の保険料が納付期限内に納付されていたことが確認でき、口座振替も利用しているなど、保険料の納付意識の高さがうかがえる。

さらに、申立期間について、一緒に申立人の保険料を納付したと主張している申立人の夫は、申立期間を含む国民年金の被保険者期間について、すべて納付済みである。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和56年5月から57年3月までの国民年金保険料については、付加保険料を含めて還付されていないものと認められることから、還付についての記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年5月から57年3月まで

昭和56年に、同年5月から57年3月までの国民年金保険料を納付した。社会保険庁の記録では、厚生年金保険に加入中の期間のため還付されているとの説明を受けたが、還付された記憶は無く、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の所持する領収書により昭和56年に同年5月から57年3月までの国民年金保険料は付加保険料を含めて納付されたことが確認できる。

また、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳に「還付56.5～57.3まで53,900円」と記載があるが、還付決定された年月日の記載が無い。

さらに、還付決定した管轄社会保険事務所へ照会したところ、「今でも申立期間当時の還付整理簿は存在するが、申立人の申立期間に係る還付の記載が無い。」と回答していること、及び市町村の申立人の被保険者名簿の還付記録欄にも記載がないことなど、行政側の事務処理に不手際が認められる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料について付加保険料を含めて還付されていないものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和48年6月、57年1月から同年3月までの期間、57年7月から同年9月までの期間及び58年1月から同年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和48年6月
② 昭和50年9月から53年5月まで
③ 昭和57年1月から同年3月まで
④ 昭和57年7月から同年9月まで
⑤ 昭和58年1月から同年3月まで
⑥ 昭和58年11月から59年3月まで

私が20歳になったとき、父が年金はとても大切であるからと旧A町役場で私の国民年金の加入手続をし、国民年金保険料は、結婚するまでは父が、結婚後は私が厚生年金保険加入期間を含め役所から送付された納付書に従い金融機関から滞ることなく納付していたのに未納期間があるのは納得できない。また、厚生年金保険加入期間に重複して納めた保険料を還付された記憶が無く、還付について納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①、③、④及び⑤については、合わせて10か月と短期間であり、各申立期間前後の国民年金保険料は納付済みとなっている上、厚生年金保険加入期間にも計1年以上にわたって保険料を重複納付していたことから、申立人の保険料の納付意欲の高さがうかがわれ、申立人が申立期間①、③、④及び⑤の保険料を納めていたと考えても特段不自然ではない。

また、平成20年6月に昭和45年8月及び同年9月については、国民年金保険料領収証書が見つかったことにより、未納から納付済みに記録

訂正されている上、申立期間④及び⑤の大半は、本来、昭和 59 年 7 月に還付決定をされた 58 年 11 月から 59 年 3 月までの過誤納保険料で充当処理されるべきところ、充当されておらず、行政側の不適切な事務処理がうかがえる。

2 一方、申立期間②については、社会保険庁の被保険者台帳から昭和 50 年 9 月から 51 年 12 月までの国民年金保険料が 52 年 9 月に還付決定をされたことが確認できる上、申立人は区役所から送付された納付書で保険料を納付していたと申述していることから、厚生年金保険加入期間である 52 年 1 月から 53 年 5 月までの期間は国民年金保険料の納付書が送付されていたとは考え難く、保険料を納めていたとするのは不自然である。

また、申立期間⑥については、社会保険庁の被保険者台帳から昭和 58 年 11 月から 59 年 3 月までの国民年金保険料が 59 年 7 月に還付決定されていることが確認でき、還付されていないことをうかがわせる事情も見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち昭和 48 年 6 月、57 年 1 月から同年 3 月までの期間、57 年 7 月から同年 9 月までの期間及び 58 年 1 月から同年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 55 年 4 月の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 4 月

夫が海外転勤のため、私は昭和 54 年末から 55 年 5 月まで実家で暮らし第三子を出産した。私は、母に国民年金保険料を渡し、母が納付してくれていたのに、申立期間の 55 年 4 月分の保険料だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁の国民年金被保険者台帳によれば、申立人は昭和 54 年 12 月に実家の住所の A 県 B 町に住所変更しており、B 町での国民年金保険料の納付が可能となっていることから、申立人が 54 年末から 55 年 5 月まで実家で暮らし第三子を出産し、申立人の母が申立人の保険料を納付したとする主張に特段不合理な点は見受けられない。

また、申立人は、申立期間及び任意加入対象期間中の未加入期間を除き、国民年金保険料をすべて納付済みであり、前納制度も利用している上、厚生年金保険と国民年金の変更手続を適切に行っていることから、年金に対する意識及び納付意欲が高いと認められる。

さらに、申立期間については 1 か月と短期間であり、申立人が申立期間直後に海外に行くことを理由に希望すれば 1 か月納付が可能であったことから、申立期間の保険料は納付したものと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年4月から49年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年4月から49年3月まで

私の夫は、昭和48年3月に結婚をした後、A市役所で夫婦二人の国民年金加入手続をし、国民年金保険料は私が夫婦二人分を一緒に郵便局か信用金庫で納付していたのに、申立期間が未納となっているのは納得できない。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の妻と連番となっており、その妻の国民年金手帳の発行日は昭和49年6月22日であることから、申立人の手帳記号番号の払出日も同年6月22日であることが推認できる。

また、申立期間は12か月と短期間であり、申立期間直前の昭和47年4月から48年3月までの国民年金保険料は納付済みとなっており、申立期間後他界するまでの期間の保険料がすべて納付済みとなっていることから、申立人が申立期間の保険料を納付したと考えるのが自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和55年10月から56年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月から56年3月まで

私は、昭和53年4月に国民年金に加入し、以来納期ごとに国民年金保険料を納付してきた。申立期間のころ生活面や家計に特に変化は無かった。申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は昭和53年4月に国民年金に任意加入しており、国民年金制度に対する理解と納付意欲が高かったものと推認でき、申立期間の前後の国民年金保険料は納付済みであり、任意加入した以降申立期間以外に未納はない。

また、申立期間は6か月と短期間である上、申立期間当時は複数の仕事を掛け持ちして働いており、申立期間の前後に特段生活の変化は無く、国民年金保険料を定期的に納付していたとの申立人の申述は信用できる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年7月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年7月から42年3月まで

私の国民年金は、亡くなった両親が昭和39年7月ごろ加入手続きをしたと思う。申立期間当時、私は、A区でB(業種)をしていた両親の下で、兄及び姉妹と一緒に家業の手伝いをしていた。自宅には毎月集金人が来て、父が家族の国民年金保険料を集金人に支払っていた。私と同じく家業を手伝っていた兄及び姉妹の3人の保険料は20歳の誕生日から納付しており、私の保険料も20歳から納付してくれたはずである。家族のうち私一人だけ、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、申立人の父が家族の国民年金保険料を集金人に支払っていたと述べているところ、区役所の職員が3か月毎に戸別訪問して現年度保険料を集金したことが確認されており、申立人と同様に家業の手伝いをしていた申立人の兄及び姉の申立期間の保険料は納付されている上、兄及び姉妹の3人の保険料は20歳又は国民年金発足当初から納付済みとなっていることから、申立人の父の納付意識の高かったことがうかがえ、申立内容には信憑性^{しんぴょうせい}が認められる。

また、申立人の国民年金手帳記号番号が昭和41年4月6日以降に払い出されたことが確認でき、申立期間は過年度納付することが可能な期間であった上、申立人の兄及び妹の20歳からの保険料の納付は、手帳記号番号が払い出された時期に過年度納付したものとみられることから、申立期間当時、申立人の父が、兄及び姉妹と同じように家業の手伝いをしていた申立人の保険料についても納付したと考えられる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和58年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和45年9月から50年3月まで
② 昭和50年4月から54年3月まで
③ 昭和58年1月から同年3月まで

申立期間①については、私は、A事業所に勤めているとき同僚と共に国民年金保険料が給与天引きされており、納付されていたはずである。

申立期間②及び③についても、昭和50年4月に前夫と結婚してから毎月二人分をB郵便局で納付していたのに、未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間③については、申立人は、夫婦二人分の国民年金保険料を自分が納付していたと述べているところ、夫は納付済みであり、申立期間③の前後が納付済みで、申立期間③は3か月と短期間であることから、納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間①及び②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、その払出簿により、昭和54年2月に夫と連番で払い出されていることが確認でき、氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿（45年8月から46年4月まで）の縦覧調査の結果、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立期間①については、申立人と同様に保険料を給与天引きされていたと述べている同僚二人も、国民年金の加入手続が取られた時期はA事業所退職後であり、申立期間①はいずれも未納となっている上、申立人が加入手続を行った昭和54年2月時点では、時効により申立期間①の保険

料を納付することはできない。

さらに、申立期間②については、申立人が加入手続を行った昭和 54 年 2 月の時点で、申立期間②の一部は時効により保険料を納付することはできず、申立人が一緒に保険料を納付していたとするその夫も未納である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 58 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和37年6月から47年3月まで
② 昭和48年4月から同年6月まで

私は、昭和50年6月1日にA区から現住所のB市に転居し、同年6月にB市役所で国民年金に加入した。その際、市役所の職員にさかのぼって過去の未納分を全額納付できると言われ、約13年間分、確か10万円以上を納付し、年金手帳をもらった。申立期間の国民年金保険料は納付したはずであり、未納とされているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期及びB市が保管する被保険者名簿に記載された年金手帳送付日（昭和50年9月10日）により、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは50年9月ごろと推認でき、同時期は、第2回目の特例納付実施期間中である上、社会保険事務所が保管する申立人の特殊台帳には、47年4月から48年3月までを特例納付したことが記載されており、特例納付は通常、前の期間から順次納付するものであることを踏まえると、申立期間直後の1年間のみ納付済みとなっていることは不自然である。

また、申立人が納付したと主張する金額は、申立期間を特例納付した場合に必要な金額におおむね一致しており、申立内容に不自然さは無く、申立人は、国民年金加入後は長期にわたり国民年金保険料を納付していることから、申立期間は特例納付したと考えるのが自然である。

一方、申立期間②については、第2回目の特例納付で納付が可能な期間は昭和36年4月から48年3月分までであり、申立人が加入手続を行った

50年9月の時点では、時効により過年度納付することができない期間である上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料の納付をうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和37年6月から47年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成3年4月及び同年5月は53万円、同年6月から4年8月までは50万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成3年4月1日から4年9月29日まで
私の標準報酬月額が平成3年4月から大きく減額されているが、そのような処理がされていることは全く知らなかったもので、元どおりの記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は平成3年4月及び同年5月は53万円、同年6月から4年8月までは50万円と記録されていた。ところが、A社は、4年12月31日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その3か月後の5年3月31日付けで、申立人の標準報酬月額を最低限度額の8万円に引き下げる旨の処理をしたことが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から平成3年2月12日に代表取締役を退任し、申立期間中の同年7月11日に取締役を退任していることが確認でき、申立期間当時の事業主は、「申立人は取締役退任後、会社の経営や社会保険関係の事務には関与しておらず、標準報酬月額の減額については知り得る立場ではなかった。」と供述している上、申立人は、当該事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなる前の4年9月29日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることから、申立人が当該標準報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成3年4月及び同年5月は53万円、同年6月から4年8月までは50万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年9月1日から5年8月6日まで
社会保険庁の記録では、平成4年9月から5年7月までの標準報酬月額がさかのぼって11万円に減額訂正されている。当時、私は役員であったが、社会保険関係の事務手続に関与する立場でなかったため、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険事務所の厚生年金保険の被保険者記録によると、当初、申立人がA社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は53万円と記録されていた。ところが、同事業所が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年8月6日の後の同年11月4日付けで、4年9月1日にさかのぼって、申立期間の標準報酬月額を11万円に引き下げる処理をしたことが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、当該事業所の閉鎖登記簿謄本から取締役の役職にあったことが確認できるが、事業主は「申立人は標準報酬月額の取消及び訂正処理には関与しておらず、知る得る立場にもなかった。」と供述していること、申立期間に在籍していた他の役員1名も「申立人はB部長兼工場長の取締役であり、経理、社会保険関係の職務には関与していなかった。」と供述していることから、申立人が当該標準報酬月額のさかのぼった訂正処理に関与していたとは考え難い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和56年2月11日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を28万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和56年1月15日から同年2月11日まで

私のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が昭和56年1月15日となっているが、私は同年2月10日まで勤務しており、給料明細書では同年1月まで厚生年金保険料が控除されているので、被保険者期間であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録及び給料支払明細書により、申立人は、A社に昭和56年2月10日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給料支払明細書の保険料控除額から、28万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立てどおりの届出を行っておらず、保険料も納付していないと回答している上、事業主が保存していた申立人の申立期間に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が昭和56年1月15日となっていることから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事業所における資格喪失日に係る記録を昭和52年2月1日に訂正し、申立期間に係る標準報酬月額を9万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和52年1月31日から同年2月1日まで

私は、昭和52年1月31日付けでA事業所を退職したが、厚生年金保険の加入記録を見ると資格喪失日が同年1月31日となっており、記録に1か月の空白期間が生じている。確かに1月31日まで勤めていたので、空白になっている1か月間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所が申立人に交付した出勤簿及び職員名簿の写しから判断すると、申立人が昭和52年1月31日まで当該事業所に勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和51年12月の社会保険事務所の記録から、9万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、雇用保険の記録における申立人の離職日は昭和52年1月30日で、厚生年金保険の被保険者資格喪失日がその翌日の同年1月31日となっていることと符合し、公共職業安定所及び社会保険事務所の双方が誤って記録したとは考え難いことから、事業主が同年1月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は申立人に係る同年1月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、

その後、納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を30万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年6月1日から同年12月31日まで

平成20年11月ごろに社会保険事務所から説明を受け、A社における申立期間の私の標準報酬月額が著しく下がっていることを知ったが、それについては全く心当たりが無いので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年3月20日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年5月1日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が、3年6月から同年11月までの期間について30万円から9万8,000円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、取締役であったことが確認できるが、申立人は、「当該事業所では営業を担当しており、社会保険関係の手続には全く関与していなかった。」と主張しており、元事業主も、「申立人は営業を担当しており、社会保険関係の手続は自分と担当の女子社員とで行っていた。」と供述していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、30万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年11月1日から9年3月31日まで

社会保険事務所に厚生年金保険の加入状況について照会したところ、A社に勤務した期間のうち、申立期間の標準報酬月額が実際の給与(60万円)から控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額と相違していることが分かったので、申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月22日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年11月から9年2月までの期間について59万円から28万円に遡^{そきゆう}及訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により役員ではなかったこと、及び雇用保険被保険者照会により雇用保険に加入していたことが確認でき、複数の元同僚が「申立人は営業の担当であり、社会保険事務に一切関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡^{そきゆう}及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円と訂正することが必要である。

千葉厚生年金 事案 1126

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を38万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成6年2月1日から7年2月22日まで

私は、平成5年10月1日から7年2月22日まで、A区Bに在ったC社に勤務していたが、今般、D社会保険事務所から、6年2月1日から7年2月22日までの期間の標準報酬月額が同年2月23日に当初の38万円から20万円に減額訂正されている旨の説明を受けた。事業主から当該減額について説明された記憶がないので、調査の上その記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

C社は、平成7年2月22日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌日の同年2月23日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が6年2月から7年1月までの期間について38万円から20万円に遡及^{そきゅう}して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、申立人は、C社の閉鎖事項全部証明書により役員ではなかったこと、及び当該事業所において雇用保険に加入していることから、従業員であったと推認できる上、申立期間に代表取締役及び監査役だった二人が、当該事業所における厚生年金保険関係事務は、代表取締役と監査役が担当し、申立人はD（職種）が担当で、健康保険、厚生年金保険の手続等には全く関わりは無かった旨供述していることから、申立人は当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、38万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B出張所における資格取得日に係る記録を昭和33年8月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和12年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和33年8月1日から同年10月1日まで

私は、申立期間の2か月間について厚生年金保険の被保険者となっていないが、A社に入社してから退職するまで継続して勤務しており、途中厚生年金保険の被保険者期間に空白が生じることに納得がいかない。訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の加入記録、A社が保管する人事記録、退職金計算書及びC健康保険組合の加入記録から判断すると、申立人がA社に継続して勤務し（昭和33年8月1日に同社D出張所から同社B出張所に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和33年10月の社会保険事務所の記録から1万2,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が、申立人に係る保険料の納付義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を平成4年3月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年3月1日から7年2月21日まで

私は、A社に勤務していたが、平成7年2月まで、会社が社会保険料を滞納していることは知らなかった。その後、社長から依頼され、B社会保険事務所に社会保険料を毎月分割納付に行っていたが、標準報酬月額の訂正については、話を聞いたことは無く、書類を作成した記憶も無いので、標準報酬月額が引き下げられていることは、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社における厚生年金保険の被保険者資格を平成7年2月21日に喪失しているが、社会保険庁のオンライン記録により、その1週間後の同年2月28日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年3月から6年10月までの期間については53万円から8万円に、同年11月から7年1月までの期間については59万円から9万2,000円に、それぞれ遡^そ及^{きゅう}して訂正されていることが確認できる。

また、当該事業所においては、申立人と同日に標準報酬月額の遡及訂正処理がなされている者がほかに二人いることが確認でき、B社会保険事務所が保管する滞納処分票により、遡及訂正処理が行われた当時、当該事業所が社会保険料を滞納していたことが確認できる。

さらに、申立人は、A社の閉鎖登記簿謄本により、役員であったことが確認できるが、元同僚は、申立人がC（職種）担当であったと証言している上、滞納処分票の事蹟の記録において、D部長として滞納保険料の納付に関与していたことは確認できるが、標準報酬月額の遡及訂正処理に関与

していたことは確認できず、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、平成4年3月から6年10月までは53万円、同年11月から7年1月までは59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を36万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年2月1日から5年5月1日まで

私は、昭和44年11月1日から平成5年4月30日までの間、A区BにあるC社に勤めていた。入社から退職まで社会保険の事務を担当していたが、自分の標準報酬月額を下げる届出を提出したことは無い。私の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、36万円と記録されていたところ、申立人のC社における厚生年金保険被保険者資格喪失日（平成5年5月1日）より8か月後の6年1月7日付けで、13万4,000円に遡^{そきゆう}及して引き下げられていることが確認できる。

また、当該事業所においては、申立人と同日に標準報酬月額の遡及訂正処理がなされている者がほかに4人確認できる。

さらに、申立人は、C社の閉鎖登記簿謄本及び本人の供述により、当該事業所における資格喪失時において取締役であり、社会保険事務を担当していたことが確認できるが、当該遡及訂正処理が行われた時点では、当該事業所を既に退職していることから、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

加えて、元事業主は、申立期間当時の厚生年金保険料の納付状況は不明としているが、「申立人が辞めたころに、手形の不渡りを出した。」とも供述していることから、当該遡及訂正処理が行われた当時、当該事業所では厚生年金保険料の滞納があった可能性が考えられる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届出たとおり、36万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成2年8月1日から4年3月31日まで
私の平成2年8月から4年2月までの標準報酬月額は、実際の給与とは異なっている。当時の月給は、100万円ぐらいだったので、訂正願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成4年3月31日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年5月2日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年8月から4年2月までの期間について53万円から8万円に遡^{そきゆう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、昭和59年6月1日に代表取締役就任しているが、申立期間より前の平成元年11月25日に辞任しており、申立期間当時は役員でなかったことが確認できる上、当該事業所の複数の元同僚は、「申立人は、代表取締役を辞任後は、B（職種）が主な業務で、社会保険の手続等を行っていない。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、53万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を26万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月5日から同年6月30日まで
私の申立期間における標準報酬月額は、26万円であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成2年10月5日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年11月1日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が2年3月から同年5月までの期間について26万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確認できる上、複数の元同僚は、「申立人はB（職種）を行っており、経理及び社会保険関係の事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、26万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年6月1日から同年10月1日まで
申立期間について、私の標準報酬月額の記録が実際の給与より少ない額に変更されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年10月11日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約2か月後の同年12月2日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年6月から同年9月までの期間について59万円から9万8,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、取締役であったことが確認できるが、元同僚が「申立人はB部長であったが、会社経営の権限は有しておらず、遡及訂正を行うような立場ではなかった。」と証言している上、当該事業所の事業主自身が標準報酬月額の遡及訂正を行ったことを認めていることから、申立人は当該遡及訂正処理には関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を59万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年1月1日から8年3月31日まで

私は、平成7年1月1日から8年3月31日までA社で厚生年金保険に加入していたが、その間の標準報酬月額が59万円から20万円に知らないうちに下げられていた。社会保険事務所の記録には納得できないので、元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成8年3月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌月の同年4月23日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年1月から8年2月までの期間について59万円から20万円に、遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は、取締役であったことが確認できるが、事業主及び元同僚は、「申立人は、取締役であったものの、B（職種）担当者であり、経理及び社会保険事務には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額の記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、59万円と訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成4年2月1日から6年5月31日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を32万円に訂正することが必要である。

また、申立期間のうち、平成12年2月1日から14年2月28日までの期間については、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は18万円であったと認められることから、当該期間に係る標準報酬月額の記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成4年2月1日から6年5月31日まで
② 平成7年1月6日から14年2月28日まで
申立期間①については、A社における標準報酬月額が、当時の給与(約30万円)に見合ったものとなっていないので訂正してほしい。

また、申立期間②については、B社における標準報酬月額が、当時の給与に見合ったものとなっていない。当時の給与は、平成7年ごろは30万円、8年から9年ごろは40万円、10年から11年ごろは50万円、12年ごろは55万円、13年ごろは45万円くらいであった。平成12年からの給与明細の一部を提出するので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、A社は、平成6年5月31日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その約1か月後の同年6月27日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が4年2月から6年4月までの期間について32万円から8万円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は役員ではないことが確

認できる上、元事業主及び元同僚は、「申立人はC（職種）であり、経理及び社会保険関係の事務手続には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間①に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり、32万円と訂正することが必要である。

2 申立期間②のうち、平成12年2月1日から14年2月28日までの期間については、B社は、14年2月28日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているところ、社会保険庁のオンライン記録により、その翌日の同年3月1日付けで、申立人の標準報酬月額記録が12年2月から14年1月までの期間について18万円から9万8,000円に遡及して訂正されていることが確認できるが、社会保険事務所において、このような処理を行うべき合理的理由は見当たらない。

また、B社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は取締役であったことが確認できるが、総務担当の元同僚は、「申立人は営業担当であって、経理及び社会保険関係の事務手続には関与していなかった。」と証言していることから、申立人は、当該遡及訂正処理に関与していないと認められる。

これらを総合的に判断すると、標準報酬月額記録訂正は有効なものとは認められず、申立人の申立期間②のうち平成12年2月1日から14年2月28日までの期間に係る標準報酬月額は、事業主が社会保険事務所に当初届け出たとおり18万円と訂正することが必要である。

なお、申立人は、当時、45万円から55万円の給与をもらっていたと主張しているところ、申立人が提出した平成12年6月から13年7月までの給与明細書（一部期間を除く）により、主張どおりの基本給を支給されていたことは確認できるが、厚生年金保険料の控除額を基に算出した標準報酬月額は、12年6月は16万円、同年9月から13年7月までは18万円に相当しており、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとまでは認めることはできない。

3 申立期間②のうち、平成7年1月6日から12年2月1日までの期間については、申立人は、30万円から55万円くらいの給与をもらっていたと主張しているが、平成7年1月から12年1月までの標準報酬月額記録については、社会保険事務所が遡及して訂正した事実を確認できない。

また、当該期間において、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料が控除されていた事実を確認できる関連資料及び周辺事情

は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金被保険者として、当該期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和58年1月から62年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年1月から62年3月まで

昭和58年1月から62年3月までの国民年金保険料は、20歳になった58年1月にA市役所で国民年金の加入手続をして、その後送られてきた納付書で61年3月まで毎月金融機関で納付していた。

そのうち昭和61年4月から62年3月までの保険料については、一時支払いを止めていたので後から督促状が来て、62年12月ごろ、1年分まとめて支払った記憶がある。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に20歳となった昭和58年1月に加入手続をし、現年度保険料を納付していたと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号が62年12月25日に社会保険事務所からA市に払い出された時点では、申立期間のうち、62年3月以前の期間は現年度保険料で納付することはできず、60年10月以前の期間は時効により過年度保険料を納付することもできない期間であり、別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付状況についての記憶が明確ではなく、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立期間は51か月と長期間であり、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和40年6月から42年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和40年6月から42年4月まで

私は、平成20年にA社会保険事務所で年金相談を行った際、係員から国民年金保険料が未納及び免除となっている期間があると言われたが、父が納付したはずであり納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付をしたことが無く、保険料納付にかかわったとされる申立人の父からは国民年金について何も聞いてないと述べている上、申立人の両親及び兄は他界しており事情を聞くことができず、納付状況等は不明である。

また、国民年金手帳記号番号の払出しは免除期間中の昭和41年9月であり、当該年度において免除を行うために手帳記号番号の払出しが行われたと考えるのが自然である。

さらに、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月までの期間及び同年 8 月から 48 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 7 月から 44 年 3 月まで
② 昭和 44 年 8 月から 48 年 3 月まで

私は、申立期間①及び②当時、昼間アルバイトをしながら大学の夜間部に通っていた。父が、国民年金を納めておいたほうが良いと言って、昭和 43 年 7 月ごろ私の国民年金の加入手続をしたと話していた。国民年金保険料は、アルバイトをしたお金を父に渡していたので、父の中から支払っていたはずである。父は既に他界している。未納とされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②当時、昼間アルバイトをしながら大学の夜間部に通っていたため、申立人の父が昭和 43 年 7 月ごろ国民年金の加入手続を行ったはずであると主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は 55 年 1 月 14 日以降に払い出されたことが確認でき、その時点において申立期間①及び②の国民年金保険料は、時効により納付することができず、別の手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人は、申立期間①及び②当時の国民年金手帳を一度も見たことがなく、加入手続を行ったとする父から国民年金手帳を渡されることがなかったと申述している上、加入手続及び保険料納付を行ったとされる父は既に他界しており、申立人は納付等に全く関与していないことから、国民年金への加入手続の状況及び申立期間①及び②当時の納付状況は不明である。

さらに、申立人が申立期間①及び②の保険料を納付したことを示す関連

資料（確定申告書、家計簿等）も無く、ほかに申立期間①及び②の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和60年4月及び同年5月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和60年4月及び同年5月

私は、高校卒業後、6年間会社に勤め、昭和60年3月に退職した。会社の上司から年金の話を聞き、仕事を辞めても60歳までは国民年金保険料を納付するものと考えていたので、同年4月に住んでいたA市で国民年金の加入手続を行い、4月分の保険料を同市国民年金担当課で納付した。同年5月に結婚し、B市に移り氏名と住所の変更を行い、その場で5月分を納付した。保険料は1万円札で納付したと記憶しており申立期間について未納と記録されているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を昭和60年3月に退職した後、同年4月に居住していたA市で国民年金に加入し、同年4月の国民年金保険料は同市国民年金担当課で納付したと主張するところ、申立人の所持する国民年金手帳記号番号は当時B市を管轄していたC社会保険事務所の記号であり、A市を管轄する社会保険事務所の記号とは異なっている上、申立期間においてA市で払い出された国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、欠番も無いことから、申立人に別の手帳記号番号がA市で払い出された形跡は無いため、A市では保険料を納付できない。

また、申立人は、昭和60年6月19日にB市で任意加入者として新規に加入手続を行っていることが同市で保管する被保険者名簿で確認でき、同年4月は本来強制加入期間であるが記録上未加入期間となっていることから保険料を納付することはできず、同年5月は任意未加入期間であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、

確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成10年3月から11年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年3月から11年3月まで
私は平成10年3月から11年3月までの13か月分の国民年金保険料を納付したにもかかわらず、全額免除扱いになっていることに納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料の免除申請を行ったことはなく、保険料を納付したと申述しているが、社会保険庁の記録では、申立人の平成10年度分の免除申請が平成10年4月9日に行われていることが確認でき、社会保険事務所によると申請免除は申請があつて初めて手続きをするとしていること、免除開始前の9年10月から10年2月までの保険料は11年11月から1か月分ごとに毎月過年度納付されていることを考え併せると、申立期間については申請免除されていた期間と考えるのが自然である。

また、申立人と生計を共にしていた申立人の夫及び子も、申立人と同期間の年度に係る免除申請を平成10年4月9日に同時に行っている。

さらに申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年3月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年3月から48年3月まで

私は、昭和49年1月にA市からB市に引っ越し、B市役所C支所（現在は、「B市役所Dセンター」）で転入届と同時に国民年金の加入手続きをしたとき、女性職員に未納分について「これは強制的なことで、今ならまだ間に合うので、すぐに納めるように。」と言われた。その場で夫婦二人分の過去の未納分を全額支払ったのに、未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月に転入手続を行った際、国民年金への加入手続きを行い、その場で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同時点では申立期間は特例納付制度及び過年度納付制度を利用して納付することになり、同年1月は第2回目の特例納付の開始月ではあるものの、特例納付書及び過年度納付書は、B市役所支所の窓口では発行していなかったことを確認済みであり、申立内容に不自然さが認められる。

また、申立人は、夫婦二人分の未納保険料を一括納付したと主張しているが、その妻も申立期間は未納（昭和48年1月以前は未成年）であり、申立人が特例納付制度及び過年度納付制度を利用して申立期間の保険料を一括納付した場合、1万円以上の支出となるが、申立人は納付した金額についての記憶が無い上、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和48年2月及び同年3月

私は、昭和49年1月にA市からB市に引っ越し、B市役所C支所（現在は、「B市役所Dセンター」）で転入届と同時に国民年金の加入手続きをしたとき、女性職員に未納分について「これは強制的なことで、今ならまだ間に合うので、すぐに納めるように。」と言われた。その場で夫婦二人分の過去の未納分を全額支払ったのに、未納と記録されていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和49年1月に転入手続を行った際、国民年金への加入手続きを行い、その場で申立期間の国民年金保険料を納付したと主張しているが、同時点で申立期間は過年度納付となり、当時、過年度納付書はB市役所C支所の窓口では発行していなかったことを確認済みであり、申立内容に不自然さが認められる。

また、申立人は、夫婦二人分の未納保険料を一括納付したと主張しているが、その夫も申立期間は未納となっている上、申立期間について保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間について保険料が納付されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年1月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和43年1月から48年3月まで

私は、昭和48年4月から国民年金保険料を納付し始めたが、20歳になった43年1月から48年3月までの5年間で未納であるとのA区役所から通知があって、父が5年間分まとめて納付したはずであり、未納とは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が国民年金保険料を納付してくれたとする申立人の父は既に他界し、保険料の納付について証言を得られず、申立人の母も特例納付した金額等について記憶が無いなど、保険料の納付状況については不明である。

また、申立人は、申立期間の未納についてA区役所から通知が来たと述べているが、同区役所では、第2回特例納付実施期間において未納者に対して個別に案内通知等の発送は行っておらず、区広報誌等で区民に周知していたと回答しており、申立内容に不自然さがみられる上、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年3月から47年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年3月から47年12月まで

私は、A市役所から国民年金保険料の納付通知をもらい、20歳から現在までの保険料をさかのぼって全額納付するようと言われた。納付時期は定かでないが、保険料額が多額のため何回かに分けて市役所の窓口で納付し、最後に納付したときに「これで、もう大丈夫です。」と言われたことをはっきりと覚えている。昭和47年12月に国民年金に加入しており、少なくとも申立期間の保険料は納付していたはずであり、未納となっていることは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和47年12月に国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年5月23日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つであり、前後の任意加入被保険者の資格取得時期から、申立人は同年6月ごろに国民年金に加入したことが推認でき、申立期間について氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査を行った結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が加入手続を行った昭和52年6月時点で、申立期間は、時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、昭和53年7月から第3回目の特例納付が実施されており、申立人が申立期間の保険料を特例納付する機会があったが、申立人は、過去の未納分をさかのぼって納付した時期及び納付金額についての記憶が曖昧である上、52年6月の加入時点で、過年度納付がぎりぎり可能な50年4月から2年間分の保険料を過年度納付していることが確認できることから、

このときの記憶と混同している可能性も考えられる。

加えて、申立人は、現在所持する年金手帳は1冊で、加入時に受領したものであるとしているが、当該手帳はオレンジ色調であり、同色調の手帳が使用されたのは昭和49年度以降である上、申立期間の保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、日記等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

千葉国民年金 事案 1673

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年12月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年12月から50年3月まで

国民年金は義務と思い、昭和37年4月の結婚後すぐに夫が国民年金の手続を行ってくれ、国民年金保険料は、私が夫婦二人分を納税組合に納付していた。納めたはずの期間が未納となっているのは、納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号の前後の任意加入被保険者の加入時期及びA市保管の被保険者名簿に記載された国民年金手帳交付日（昭和51年4月27日）により、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは51年4月ごろと推認でき、申立期間について、氏名検索及び個人別国民年金手帳記号番号払出簿の縦覧調査の結果、申立人の氏名は無く、別の手帳記号番号が払い出されたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人が国民年金の加入手続を行った昭和51年4月の時点で、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、申立期間以外にも未納が散見される上、申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことを示す事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は申立期間の国民年金保険料を納付しているものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から44年9月までの期間、47年7月から49年12月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和8年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和38年9月から44年9月まで
② 昭和47年7月から49年12月まで
③ 昭和58年4月から59年3月まで

申立期間①及び②については、妻が夫婦二人分の国民年金保険料を納付していたはずなので、未納とされているのは納得できない。

また、申立期間③については、妻が後で追納したはずなので、免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で昭和38年ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月25日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つで、連番で申立人夫婦に払い出されており、38年ごろに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和52年2月時点で、申立期間①及び②については、時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人夫婦の保険料を納付していたとする申立人の妻は、申立期間①及び②の保険料を1か月分ずつ金融機関か郵便局で納付していたと主張しているが、当時は、四半期ごとに3か月分ずつ納付することとされていた上、申立期間①において居住していたB区では、保険料の納付方法を正式に納付書方式に切り替えたのは昭和45年度からであることを確認済みであり、申立内容と相違している。

申立期間③については、申立人は、時期は定かでないが申立人の妻が追

納したと主張するのみで、追納したとする申立人の妻の追納に係る記憶は曖昧である。

加えて、申立人夫婦は、そろって申立期間①及び②が未納、申立期間③が申請免除となっている上、申立人が保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付又は追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年9月から44年9月までの期間、47年7月から49年12月までの期間及び58年4月から59年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年9月から44年9月まで
② 昭和47年7月から49年12月まで
③ 昭和58年4月から59年3月まで

申立期間①及び②の国民年金保険料については、夫に頼んだこともあったが、主に私が銀行及び郵便局で1か月分ずつ支払っていたはずなので、未納とされているのは納得できない。

また、申立期間③については、いつごろか定かではないが、後で追納したはずなので、免除のままとされているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、夫婦で昭和38年ごろに国民年金に加入したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、52年2月25日に社会保険事務所からA市に払い出された番号の一つで、連番で申立人夫婦に払い出されており、38年ごろに別の手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人の手帳記号番号が払い出された昭和52年2月時点で、申立期間①及び②については、時効により国民年金保険料を納付できない。

さらに、申立人は、夫婦二人分の申立期間①及び②の保険料を1か月分ずつ金融機関か郵便局で納付していたと主張しているが、当時は、四半期ごとに3か月分ずつ納付することとされていた上、申立期間①において居住していたB区では、保険料の納付方法を正式に納付書方式に切り替えたのは昭和45年度からであることを確認済みであり、申立内容と相違している。

申立期間③については、申立人は、時期は定かでないが追納したと主張するのみで、追納した時期、納付方法、納付金額等についての記憶は曖昧である。

加えて、申立人夫婦は、そろって申立期間①及び②が未納、申立期間③が申請免除となっている上、申立人が保険料を納付又は追納していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付又は追納したことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成2年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月

平成11年に夫が退職した後、年金の手続の件でA市役所へ相談に行ったとき、60歳まであと3か月納めればよいと言われ、それ以前の期間に未納があるという話が出なかった。申立期間について未納とされていることは納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は、平成5年12月13日に、申立期間の前後の第3号被保険者資格の喪失及び取得が処理されたことに伴って発生した未納期間であり、同時点において、制度上、時効により申立期間について国民年金保険料を納付することはできない。

また、申立人が申立期間について、保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに保険料の納付をうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 5 月 1 日から 16 年 5 月 23 日まで
私の夫の標準報酬月額が平成 14 年 5 月から 16 年 4 月までについて、
20 万円から 9 万 8,000 円に引き下げられていることに納得できない。
標準報酬月額を正しい額に戻してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 16 年 5 月 23 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約 1 か月半後の同年 7 月 8 日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 14 年 5 月から 16 年 4 月までの期間について 20 万円から 9 万 8,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、申立人は、A社の閉鎖事項全部証明書により、当該事業所の代表取締役であったことが確認できる。

また、当該事業所は、社会保険事務所が保管する滞納処分票により、社会保険料の滞納があったことが確認できる上、申立人の妻は、「社会保険の手続については、夫自身がいろいろな人と相談しながらやっていたと思う。会社の代表者印については夫と私で管理しており、社会保険関係の書類に押印するとすれば私は押したことが無いので、夫がやっていたと思う。」と供述しており、社会保険事務所では、「標準報酬月額の遡及訂正を行う場合、必ず会社の代表者印が押印された届書を提出する必要がある。」と回答していることを考え併せると、代表取締役であった申立人が当該遡及訂正に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 4 月から 47 年 4 月 1 日まで
私は、申立期間中、A事業所に勤務していたので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立期間において、申立人がA事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該同僚の供述からは、申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことまではうかがえない上、社会保険関係の業務を担当していた事業主が死亡しており、当該事業所も昭和57年11月26日に厚生年金保険の適用事業所でなくなったため、資料等は残されておらず、事実関係が不明である。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立人の氏名が無く、昭和45年12月22日資格取得の整理番号73から47年5月11日資格取得の整理番号80まで欠番も無い。

さらに、申立期間当時、当該事業所に勤務していた者の中には、申立人以外にも厚生年金保険の被保険者となっていない者がおり、当該事業所においては、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたのではなかったと認められる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年6月1日から39年3月1日まで
社会保険事務所で年金記録を確認したところ、申立期間について脱退手当金が支給されていることを知った。それまで、脱退手当金については全く知らず、当時の事業主も亡くなっており、事情を聞くこともできない。脱退手当金を受給した記憶は無いので、年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係るA社の厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和39年4月27日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえない。

また、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間において、厚生年金保険被保険者であったことを認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年11月28日から63年5月1日まで

私は、昭和48年11月28日にA社を設立し、厚生年金保険を適用させたにもかかわらず、申立期間が国民年金の加入期間となっている。厚生年金保険と間違えていると考えられるので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の登記簿謄本により、同社は昭和48年11月28日に設立されていることが確認できるが、A社が厚生年金保険の適用事業所となったのは、63年5月1日であり、申立期間については、厚生年金保険の適用事業所ではない。

また、当該事業所に申立期間当時勤務し、いったん退職後、再び勤務した元従業員は、「最初に入社した昭和55年9月から56年10月までの期間については、当時、厚生年金保険には入れなかったもので、入社前から加入していた国民年金をそのまま続けた。」と供述しており、同期間について国民年金の納付記録が確認できる。

さらに、申立人は、申立期間において国民年金に強制加入被保険者として加入し、申立期間の国民年金保険料をすべて納付している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関係資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間を厚生年金保険被保険者期間として認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 3 月 1 日まで
A社は、B等の販売及びC等を工場に供給する会社であり、私はそこで、D（作業名）やE（作業名）をしていた。A社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録が無いので、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げた元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるが、別の元同僚は、「当該事業所では、入社して正社員になるまでに見習期間があった。」と供述している。

また、社会保険事務所が保管する当該事業所の厚生年金保険被保険者名簿には、申立期間において申立人の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番は無い。

さらに、当該事業所は、昭和 33 年以降に勤務した者の人事記録しか現存していないとしており、申立期間当時の勤務実態は不明である上、ほかに申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月 1 日から 38 年 7 月 1 日まで
社会保険庁の記録では、A社の資格喪失日が昭和 36 年 4 月 1 日となっているが、私は、38 年 6 月末日まで勤務していたはずなので、厚生年金保険加入記録を再度確認してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書には、資格喪失日が昭和 36 年 4 月 1 日と明記され、同年 5 月 10 日付けの社会保険事務所の受付印も確認できる。

また、申立人が署名捺印している当該事業所への退職届にも、退職する日が「昭和三十六年三月三十一日」と記載されており、上記厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の資格喪失日と合致している。

さらに、申立人は、既に当委員会の決定に基づき平成 21 年 1 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ないとする通知が行われている申立てにおいて、別の事業所に勤務していたと申し立てているなど、申立人の記憶は曖昧である。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 44 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成 13 年 11 月 15 日から 14 年 1 月 15 日まで
② 平成 15 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日まで

私は、平成 13 年 11 月 15 日から 15 年 4 月 4 日まで、A 区 B に在った C 社 D 店に勤務し、その間、厚生年金保険に加入していたはずであり、13 年 11 月 15 日から 14 年 1 月 15 日までの期間、及び 15 年 3 月 21 日から同年 4 月 4 日までの期間が未加入となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険受給資格者証及び元同僚 4 人の証言から、申立人は、申立期間①及び②において C 社に継続して勤務していたことは推認できる。

しかし、社会保険事務所の記録によれば、申立人は、申立期間①について平成 13 年度分の国民年金保険料を平成 13 年 4 月 12 日に一括して前納していたところ、14 年 1 月から同年 3 月の国民年金保険料については同年 2 月 7 日に還付決定がされていることが確認できることから、当時、厚生年金保険の資格取得日（14 年 1 月 15 日）の記録に合わせて国民年金保険料の還付請求手続が行われていたものと考えられる。

また、平成 12 年 6 月から 14 年 10 月までの間に当該事業所における厚生年金保険被保険者資格を取得している元同僚 3 人は、6 か月程度の試用期間を経て厚生年金保険に加入した旨供述している上、当該事業所の元事業主は、「申立期間当時は、3 から 6 か月の試用期間があり、個人別に決めていたと思う。」と供述している。

申立期間②については、雇用保険受給資格者証により、申立人が平成 15 年 4 月 4 日に当該事業所を退職したことが確認できるが、社会保険事務所の記録により、申立期間②において国民年金に加入し、国民年金保険料を納付していることが確認できる。

また、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す給与明細書、源泉徴収票、確定申告書控え等の関連資料が無い。

さらに、当該事業所の元事業主は、申立人の申立てどおりの厚生年金保険に係る資格取得の届出及び保険料納付を行ったか否かについては、「当時の関係資料が無いため不明である。」と供述している。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年10月1日から4年8月1日まで
社会保険事務所から、私の申立期間に係る標準報酬月額が訂正されていると説明を受けたが、納得できないので、標準報酬月額の記録を元に戻してほしい。

第3 委員会の判断の理由

社会保険庁のオンライン記録により、申立人のA社における平成3年10月からの標準報酬月額を20万円とする算定処理が同年8月11日付けで行われたこと、申立人が4年8月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の処理が同年8月11日付けで行われたこと、及び申立人の資格喪失処理日から1週間後の同年8月18日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が3年10月から4年7月までの期間について20万円から13万4,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されたことが確認できる。

しかし、申立人の当該事業所における標準報酬月額は、昭和54年6月の入社以来、11年間をかけて1等級ずつ上がっており、申立期間直前の平成2年10月から3年9月までの標準報酬月額は、遡及訂正後の標準報酬月額13万4,000円と同額である上、申立人だけが3年10月の算定で7等級も急に標準報酬月額が上がっていることは、通常考え難い。

また、元事業主及びその息子は、「申立期間当時は景気が悪く、B（業種名）を閉店してC（業種名）の店に縮小した。資金繰りに苦労しており、経営陣の給与は減額した。」と回答していることから、当初の平成3年8月11日付けの標準報酬月額20万円の算定処理は、事務処理ミスである可能性が高く、当該算定処理を遡及訂正した処理に不合理性はうかがえない。

さらに、元事業主及びその息子は、当時の関係資料は廃棄済みであり、申立人の給与実態は不明であると回答している上、ほかに、申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人の申立期間に係る標準報酬月額記録を訂正する必要は認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和38年1月30日から同年7月25日まで
私は昭和30年11月16日から40年1月15日まで、A事業所に勤務していた。年金記録をみると、38年1月30日から同年7月25日までが抜けている。この期間も継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料が引かれていたはずであるから年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昇級決定通知書（雇用契約書）及びB（役職名）が申立人に交付した推薦状（昭和36年8月2日から39年7月1日まで勤務したと記載がある。）により、申立人が申立期間において、A事業所に正職員のC（職種名）として継続して勤務していたことは認められる。

しかし、当該事業所の業務を継承するD事業所長から提出された厚生年金資格確認票により、申立人は、昭和30年11月16日に厚生年金保険の被保険者資格を取得後、「E移管」を理由として38年1月30日に資格喪失し、同年7月25日に再度資格取得し、40年1月15日に資格喪失していることが確認でき、社会保険事務所の記録と符合する。

また、A事業所は、昭和49年4月1日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、賃金台帳等の関係資料は既に廃棄済みで、E移管後の申立人の申立期間における勤務実態は不明であり、申立人が名前を挙げた元同僚二人のうち、一人は既に他界し、一人は連絡先が不明である上、他の複数の元同僚に照会しても申立人の申立期間における勤務状況及び厚生年金保険料控除等について証言を得ることはできなかった。

さらに、事業主が保管する被保険者名簿の申立人の記録には、昭和38年1月30日に資格喪失した際の備考欄に「E移管」と記載されている

が、同被保険者名簿において、ほかにE移管と記載された者はおらず、その意味は不明であるものの、同被保険者名簿において、「F移管」と記載された者が二人おり、このうち一人は、当該事業所において資格喪失した約5か月後に、再度資格取得していることが確認でき、もう一人は、当該事業所において資格喪失した2年後に、別の事業所において資格取得しており、その間は厚生年金保険の被保険者となっていないことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 3 月 1 日から 12 年 1 月 25 日まで
申立期間について、私の標準報酬月額の記録が実際の給与より少ない額に変更されているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成 12 年 1 月 25 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その約 9 か月後の同年 11 月 9 日付けで申立人の標準報酬月額の記録が同年 3 月から同年 12 月までの期間について 50 万円から 9 万 2,000 円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険事務所による質問応答書において、記録の訂正が行われた期間において事業主であったこと、及び社会保険料の滞納があったことを認めている上、社会保険事務所への届出に必要な代表者印について、標準報酬月額の遡及訂正が行われた時点では、申立人自身が所持していたと供述していることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の訂正の届出に関与していなかったとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、その処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 4 年 8 月 1 日から 8 年 2 月 15 日まで
社会保険庁の記録によると、私の A 社における標準報酬月額は、当初平成 4 年 8 月から 5 年 10 月までは 44 万円、同年 11 月から 8 年 1 月までは 26 万円であったのに、4 年 8 月から 6 年 10 月までは 8 万円、同年 11 月から 8 年 1 月までは 9 万 2,000 円にさかのぼって訂正する届出が 8 年 2 月 15 日に提出されていることはおかしいので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社は、平成 8 年 2 月 15 日に休業を理由に厚生年金保険の適用事業所でなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、同日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が 4 年 8 月から 5 年 10 月までの期間については 44 万円から 8 万円に、同年 11 月から 6 年 10 月までの期間については 26 万円から 8 万円に、同年 11 月から 8 年 1 月までの期間については 26 万円から 9 万 2,000 円に、それぞれ遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A 社の閉鎖事項全部証明書により、申立人は代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、厚生年金保険料の滞納の事実を認識していたこと、及び標準報酬月額の訂正の届出に必要な代表者印を自分で管理していたことを認めていることから、代表取締役である申立人が当該遡及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 3 月 1 日から 9 年 5 月 31 日まで

私は、A社の代表取締役を長く務め、報酬も高いものを得ていたが、社会保険庁の記録では、申立期間の標準報酬月額が後から引き下げられている。納得がいかないのので、元に戻してほしい。私は、この件を社会保険事務所の職員が自宅に説明に来るまで知らなかった。

第3 委員会の判断の理由

A社は、平成9年6月1日に解散を理由に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっているが、社会保険庁のオンライン記録により、その15日後の同年6月16日付けで、申立人の標準報酬月額の記録が7年3月から9年4月までの期間について59万円から9万2,000円に遡^{そきゅう}及して訂正されていることが確認できる。

しかし、A社の閉鎖登記簿謄本により、申立人は、代表取締役であったことが確認できる。

また、申立人は、社会保険関係の手続は、経理・社会保険担当者が行っていたと供述をしているが、当該社員は、「平成9年5月の連休明けに解雇を告げられ、退職後は社会保険事務所に一切行っていない。」と供述している上、標準報酬月額の訂正処理に必要な会社の代表者印については、「会社の金庫に保管されていた。」と説明していることから、代表取締役である申立人が当該標準報酬月額の遡及訂正処理に関与していないとは認め難い。

これらの事情を総合的に判断すると、代表取締役である申立人が自らの標準報酬月額の訂正処理に関与しながら、当該処理が有効なものでないと

主張することは、信義則上許されず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額
額の記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月から29年4月1日まで
私は、昭和27年4月から29年9月までA社（現在は、B社）C工場
で臨時工として働いていたが、厚生年金保険の被保険者期間が29年4
月1日からの5か月間しか記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

B社から提出された健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届及び健康
保険厚生年金保険被保険者資格喪失届の写しにより、申立人は、A社C
工場において昭和29年4月1日に厚生年金の被保険者資格を取得し、同
年9月21日に資格喪失していることが確認でき、社会保険庁の記録と符
合する上、同資格取得届において、「厚生年金保険の被保険者であった
ことの有無」欄が「無」に丸印がつけられていることから、それ以前に
被保険者として取り扱われたことはないと推認できる。

また、申立人が挙げた元同僚のうち、当該事業所の被保険者名簿で確認
できた4名は、いずれも申立人と同日の昭和29年4月1日に資格取得し
ていることが確認できる。

さらに、昭和29年4月1日に資格取得した者のうち、照会を行った3
名は「当該事業所に臨時工として入社後、厚生年金保険に加入するまで
未加入期間があった。」と供述している上、そのうちの1名は、「当該
事業所では、臨時工は春先に契約し、秋口から暮れにかけて契約終了だ
った。3年、4年と長く臨時工をやっている人が何人もいたが、厚生年
金保険には加入していなかった。あるとき、例え臨時工でも長く働いて
いるのに加入できないのはおかしいという話が持ち上がって、ある時期
から自分たち臨時工も加入した。今思えばそれが29年4月だったかも知

れない。」と供述していることから、当該事業所では、29年4月から、臨時工について厚生年金保険に加入させる取扱いをするようになった可能性がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。